



# TNY India Newsletter

2024/4/15  
No.9

## CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 1988年汚職防止法について
- 3 2024年3月の主な法律・規則、ガイドライン等の改正・制定情報
- 4 編集後記

## はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関係するインド法の概要を紹介させていただきます。今月号では、3月の法律・規則等の改正・制定情報と1988年汚職防止法の一部規定についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、shumpein@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

## 1988年汚職防止法 (THE PREVENTION OF CORRUPTION ACT, 1988)

インドにおいて贈収賄等の汚職を規制する法律は1988年汚職防止法 (THE PREVENTION OF CORRUPTION ACT, 1988) (以下、「汚職防止法」) となります。汚職防止法は、2018年に改正があり、企業及び企業の取締役等も処罰の対象となっており、日本人駐在員にも罰則が適用される可能性がありますので、規制の概要について改めて確認しておくことが重要です。

以下、汚職防止法の概要について説明いたします。汚職防止法に関するご相談や汚職防止規定の策定等に関してご相談がございましたら弊事務所にお気軽にご連絡ください。

### 1. 賄賂の定義について

汚職防止法は、賄賂 (bribe) の定義を置いていませんが、不当な利益 (undue advantage) を規定しています。不当な利益とは、合法的な報酬 (legal remuneration) 以外のいかなる利益 (gratification) も意味します (汚職防止法2条(d))。また、利益とは金銭的な利益又は金銭で評価できる利益に限られません。

汚職防止法は、不当な利益を受け取った公務員とそれを提供した個人/営利団体 (会社) が処罰されると定めています。

### 2. 公務員の賄賂に関する罰則

公務員が以下の行為 (不履行を含む) を行った場合、3年以上7年以下の禁固及び罰金が科されます (汚職防止法7条)。

- ① 公務の不適切若しくは不正な履行を意図し、又は公務の履行を引き起こしたり、自ら若しくは他の公務員によるそのような公務の履行を差し控えたり若しくは差し控えさせたりする意図で、不当な利益を得たり得ようとしたりすること
- ② 公務の不適切若しくは不誠実な履行、又は自分自身若しくは他の公務員によるそのような義務の履行を差し控えたことに対する報酬として、不当な利益を得たり得ようとしたりすること

- ③ 他の公務員が公務を不当若しくは不誠実に遂行するか、又はその遂行を誘導する、又は不当な利益を受け取ることを予期して若しくはその結果として義務の履行を差し控えること

### 3. 個人的な影響力の行使、汚職、又は違法な手段で公務員に影響を与えるために不当な利益を得ることに関する罰則

個人的な影響力の行使、汚職、又は違法な手段で公務員に対し、不正若しくは不誠実な公務の遂行若しくは遂行させるよう、又は当該公務員若しくは他の公務員による当該公務の遂行を差し控えさせるよう、又は差し控えさせるよう、動機若しくは報酬として、不当な利益を他者から受け入れ、若しくは他者から得ようとする者は、3年以上7年以下の禁固及び罰金に科されます（汚職防止法7A条）。

### 4. 公務員への賄賂に関する罰則

公務を不正に遂行するよう公務員を誘惑する、又は公務を不正に遂行した公務員に報酬を与えることを目的として、公務員に不当な利益を与える若しくは与えることを約束した者は、7年以下の禁固若しくは罰金、又はその両方が科されます（汚職防止法8条）。

ただし、不当な利益を与えることを強制された場合には当該罰則は適用されません。不当な利益を与えることを強制された者は、当該不当な利益を与えた日から7日以内に法執行機関又は捜査機関に報告しなければなりません。

不当な利益が与えられ、又は与えられると約束された者が、当該公務を遂行する者、又は遂行した者と同一人物であるかどうかは重要ではありません。また、そのような不当な利益が、本人によって直接与えられたか、又は第三者を通じて与えられたかどうかも重要ではありません。

### 5. 商業的組織による公務員への賄賂に関する罰則

商業的組織に係る者が、当該商業的組織の事業を獲得若しくは維持するため、又は事業運営において優位性を獲得若しくは維持することを目的として公務員に不当な利益を与える若しくは与えることを約束した場合、当該商業的組織には罰金が科されます（汚職防止法9条1項）。

ただし、商業的組織が商業的組織に係る者がそのような行為を行うことを防止するために定められたガイドラインに準拠した適切な手順を実施していたことを証明すれば、罰則に対する商業的組織の抗弁となります。

※2024年4月現在、ガイドラインは発行されていませんが、会社関係者が汚職行為を行わないよう、又は行った場合の抗弁として会社が利用できるように必要十分な社内規定を設けておくことが重要と考えます。

商業的組織とは、以下の団体をいいます(汚職防止法9条3項)。

- ① インドで設立され、インド国内外を問わず事業を営む団体
- ② インド国外で設立され、インド国内において事業又は事業の一部を営む団体
- ③ インド国内で設立され、インド国内外を問わず事業を営むパートナーシップ会社又は自然人による団体
- ④ インド国外で設立され、インド国内において事業又は事業の一部を営むその他のパートナーシップ会社又は自然人による団体

### 6. 商業的組織の責任者に対する罰則

上記の商業的組織による公務員への不当な利益の供与等の違反行為が行われ、当該違反行為が当該商業的組織の取締役、マネージャー、秘書役、又はその他の役員の同意又は共謀によって行われたことが裁判において証明された場合、当該取締役等も訴追される責任を負い、かつ、3年以上7年以下の禁固並

びに罰金が科されます（汚職防止法10条）。

## 2024年3月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（3月1日～3月31日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
05- Mar	Money Transfer Service Scheme- Submission of statement on CIMS	Reserve Bank of India
06- Mar	Arrangements with Card Networks for issue of Credit Cards	Reserve Bank of India
07- Mar	Amendment to the Master Direction - Credit Card and Debit Card – Issuance and Conduct Directions, 2022	Reserve Bank of India
20- Mar	Notice inviting comment from various stakeholders on draft rules for refund process from IEPF Authority	Ministry of Corporate Affairs
06- Mar	Advisory in terms of Consumer Protection Act, 2019 on Prohibition of Advertising, Promotion, and Endorsement of unlawful activities prohibited under various laws	Ministry Consumer Affairs, Food & Public Distribution
07 - Mar	Clarification regarding Section <b>139(8A)</b> of the Income Tax Act 1961 regarding Updated Return	Income Tax Department , GOI
08- Mar	Advisory- Order under section 119 of the Income-tax Act, 1961 - reg	Income Tax Department , GOI

## ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

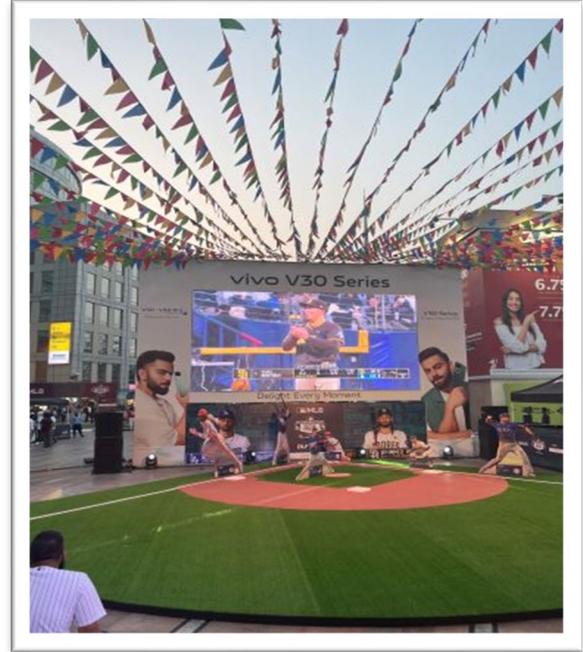
## 編集後記

メジャーリーグのロサンゼルスドジャースの開幕2試合目の山本由伸投手が先発した試合をDLF Cyber Hub（グルガオン）で観戦することができました。MLB Indiaさんが催されたイベントです。

クイズに正解すると、マイナーリーグの選手だったインド人のサイン入りグッズがもらえるコーナーもありました。野球は何人で行うスポーツかという問題にその場にいたインド人は誰も答えられませんでした。少し驚きましたが、よくよく考えると自分もクリケットが何人で行われるスポーツか知らないことに気がきました。

会場では、Cocoichibanyaさんのカレーテイストのバーガーを食べることもでき楽しかったです。

本稿は、2024年 4月15日現在の情報に基づきます。



### **TNY Services (India) Private Limited**

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC, Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14, Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: [info@tnygroup.biz](mailto:info@tnygroup.biz)

Phone: +91 74282 85229

URL: <https://india.tny-legal.com>